

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年4月1日規則第8号

改正 令和7年3月12日規則第2号

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(運用状況の公表)

第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年沖縄県北部医療組合条例第14号)

第8条第2項の規定による条例の運用状況の公表は、沖縄県北部合同庁舎前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(この規則に定める事項以外の取扱い)

第2条 この規則に定めるものを除くほか、個人情報の保護に関する法律施行条例の施行及び管理者における個人情報の保護に関する事務の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年沖縄県規則第40号)及び知事における個人情報の保護に関する規則(令和5年沖縄県規則第41号)の例による。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項については、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。